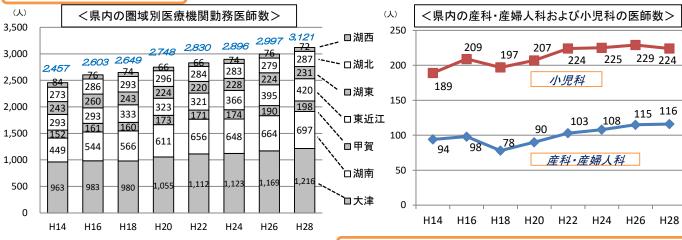
「滋賀県医師確保計画(原案)」の概要

Ι 計画策定の趣旨

○地域・診療科における医師偏在是正のため、新たに国が示す医師偏在指標を踏まえ、計画を策定。

○2025年を見据えた「地域医療構想」に基づく医療提供体制の構築や、医師の働き方改革と三位一体で対策を推進。

皿 現 状



Ⅱ 計画の位置づけ・計画期間

〇医療法第30条の4の規定に基づく「滋賀県保健医療計画」(平成30年度(2018年度)~令和5年度(2023年度))の一部として 策定。そのため、この計画の期間は、令和2年度(2020年度)~令和5年度(2023年度):4年間

医師偏在指標 / 医師多数・少数区域等の設定

○医師偏在指標とは、医療需要・人口、患者の流入出、医師の性別・年齢分布等を考慮した全 国の医師偏在状況を示す新たな指標(これまでの人口10万人当たり医師数に替わる指標)。

- ○ただし、この指標は、**医師の絶対的な充足状況ではなく、相対的な偏在状況(全体における位** 置関係)を示すもの。
- ○各都道府県・各二次医療圏を3つに区分(上位1/3が相対的に多数、下位1/3が相対的に少

○国の推計では、令和10年(2028年)頃に医師の需給が均衡。**令和6年(2024年)時点において** も約1万人の医師が不足するとされていることから、現時点では全国の医師の絶対数は不足。 ○二次医療圏より小さい単位で、医師の確保が困難な地域を「医師少数スポット」として都道府 県が設定可能。本県においては、無医地区および無医地区に準ずる地区や、へき地診療所が ある区域を「医師少数スポット」として設定。



GOALS

3 GOOD HEALTH
AND WELL-BEING

区分

『少数』

※県は1~16位が多数、32~47位が少数。

Mother

※二次医療圏は1~112位が多数、224~335位が少数

医師の確保の方針および目標

<県全体>

○ 本県は医師多数都道府県の中では最下位(16位)。現 時点では全国の医師の絶対数がそもそも不足しており、本 県でも充足感はない。

- 圏域や病院、診療科による医師の不足・偏在を是正す るため、少なくとも現在の医師数を維持し、県内唯一の医育 機関である滋賀医科大学や関係団体等との連携の下、必要 となる医師の確保や偏在是正を実施。
- 医師多数都道府県ではあるが、医療提供体制の維持の ためには、今後も京都大学・京都府立医科大学等から必要 な医師の派遣等を受ける必要あり。

<二次医療圏等>

【少数区域・スポット】 少数区域はなし。 「医師少数スポット」への医師派遣を行う医療機関等について 必要な医師を確保。

【中間区域】「甲賀」・「湖東」・「湖北」・「湖西」 <u>圏域の実情を踏まえて、必要な医師を確保</u>。

【多数区域】「大津」・「湖南」 大学からの既存の医師派遣等を除いて、他**の圏域等からの医師確保** は原則として行わないが、三次医療圏(県域)の医療機能を担う場合 や、**圏域内の病院・診療科偏在の状況を踏まえ柔軟な対応**が必要。

「東近江」 大津・湖南とは異なる<u>実情(地理的な要因等)も踏まえて必要な医師を確保</u>

※ 各圏域の地域医療構想に基づく医療提供体制のあり方についての議論の進捗も踏まえ、 必要となる医師の確保を図っていく。

<滋賀県地域医療対策協議会>

○ 知事の附属機関として、**医師確保計画の実施に必要な事項を検討**(地域枠医師の派遣調整、キャリア形成支援、臨床研修・専門研修制度への関与等)。 <滋賀県医師キャリアサポートセンター(地域医療支援センター)>

- 〇 滋賀医科大学と共同で設置。医学生向け修学資金の貸与、キャリア形成支援、相談窓口の設置、地域医療に対する啓発、医師充足状況の調査分析等 <滋賀県医療勤務環境改善支援センター>
- 令和6年(2024年)4月から始まる医師の時間外労働規制に向けて、滋賀労働局や滋賀県病院協会等と連携し、医療の質や安全の担保を図るため、 **医師の労働時間短縮・勤務環境改善**の支援を実施。

Ⅵ具体的な施策

①医師の派遣調整等を通じた偏在対策

○ 地域枠医師(修学資金等を借りて県内で一定期間就業義務がある医師)等の 勤務先医療機関について、<u>滋賀県地域医療対策協議会において配置調整。</u>

○ 県職員である自治医科大学卒業医師については、県内各地域の医師充足状 況等を勘案し、市町とも協議の上、配置調整。

②医師のキャリア形成支援

○ 地域における医師確保と医師のキャリアアップの両立を目的とする「**キャリア 形成プログラム」を策定**(派遣医師のキャリア・パス等を予め明示)。

○ 医学生に対する研修会等の実施、相談窓口の設置等。

③医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善

○ 滋賀県医療勤務環境改善支援センターに**アドバイザーを設置し医療機関への** 派遣や相談対応を実施するとともに、勤務環境改善計画の策定等を支援。

○ 医師から他の医療従事者や事務補助者等への業務移管(タスク・シフティン グ)・業務分担(タスク・シェアリング)によるチーム医療の構築、業務の効率化等を 促進

④医師の養成過程(大学医学部、臨床研修、専門研修)等 を通じた確保対策

【大学医学部】

- 滋賀医科大学の入学定員における地域枠や地元出身者枠を継続し、確 実に県内で診療に従事する医師を確保。
- 全国の医学生に対する修学資金の貸付けも継続。
- 滋賀医科大学と連携し、地域医療等の教育カリキュラムを充実。

【臨床研修】

- 研修プログラムの充実や指導体制強化を支援
- 令和2年度に国から県に権限移譲される臨床研修制度(病院指定・定員 設定等)の適切な運用。

【専門研修】

○ 専門研修制度が地域医療に重大な影響を与えている場合は、厚生労働 大臣を通じて日本専門医機構等に意見陳述。

○ 専門研修プログラムの充実等を支援。

【その他】

○ 地域包括ケアシステムを推進するために**在宅医療等を担う医師の確保・** 育成。

産科・小児科の医師確保計画

		<i>7</i> 4 2 1°1	3 701	1	~> k= M.h. ub	- NLHI I	
					小児科		
周産期 医療圏等名	医師 偏在指標	全国順位	区分		小児 医療圏等名	医師 偏在指標	全国順位
滋賀県	11.3	32位	『少数』		滋賀県	113.2	20位
大津·湖西	18.5	34位			大津・湖西	166.9	13位
湖南•甲賀	9.3	191位			湖南•甲賀	86.1	209位
東近江	8.7	208位	『少数』		東近江	105.1	123位
湖東∙湖北	7.4	241位	『少数』		湖東·湖北	97.2	161位
ン 周は 47初送広県中の順位 (20位 - 47位 杉小粉)							

※ 県は、47都道府県中の順位(32位~47位が少数) ※ 周産期医療圏は、284医療圏中の順位(192位~284位が少数) ※ 小児医療圏は、311医療圏中の順位(208位~311位が少数)

○産科・小児科においては、医師が相対的に少なくない地域でも不足している可能性があ ること等から、多数区域はなく、少数区域のみ。

①医療提供体制の再構築等

【産科】

- 4つの周産期医療圏の周産期母
- 子医療センターに医師を集約化
- 各周産期医療圏内では、医療機関 の役割分担を踏まえたネットワークの

【小児科】

- 休日夜間の小児救急については、 4つの小児医療圏内の救命救急セン ターに医師を集約化
- 専門医以外の医師への小児救急 医療に関する研修を実施
- 医療的ケア児に対する在宅医療、 子どもの心の問題や発達障害等に対 応できる医師の育成等

②医師の派遣調整

<u>充実·強化</u>

○ 周産期・小児医療圏の拠点となる病院への医師の派遣調整

③勤務環境の改善

- <u>他診療科より割合が高い女性医師への支援</u>(復職研修の実施、院内保育所 運営の支援等)
- 助産師外来・院内助産の推進等による**助産師へのタスクシフト推進等**
- 「小児救急電話相談事業#8000」の啓発等によるコンビニ受診の防止

4 養成数の増加

○ 産科・小児科のキャリア形成プログラムの充実。医学生への意識啓発等。

Ⅷ 計画の進行管理・評価

OPDCAサイクル(目標設定→取組→評価→改善)に基づく見直しを3年(今回の 計画のみ4年)ごとに実施

○評価した結果については、次期計画に反映。

「滋賀県外来医療計画(素案・たたき台)」の概要

資料2-1

新規開業希望者等に対する情報提供

外来医師偏在指標および、外来医師多数区域である二次医療

圏の情報を、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当た

って参考となるデータと併せて公表し、新規開業希望者等に情報

「計画期間」令和2年度~令和5年度





I 計画策定の趣旨

外来医療に係る医師偏在指標を定め、外来医療に関する 情報を可視化して、その情報を新規開業者等へ情報提供す ることにより医師の行動変容を促すとともに、地域の医療関 係者等において外来医療機能の分化・連携の方針等につい て協議を行うことが必要となるため、「滋賀県外来医療計画」 を策定する。

Ⅱ 計画の位置づけ

- ○医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画の一部 (外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項)として策定
- 関連計画との整合を図り、一体的な事業を推進 〈主な関連計画〉
- •「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」
- ・「がん対策推進計画」 等

皿計画の構成

第1章 基本事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2計画の位置づけおよび期間
- 3 区域単位

第2章 外来医療機能の現状

- 1 外来医療の現状
- 2 滋賀県の外来医療提供体制

第3章 外来医療機能に関する情報の可視化

- 1 外来医師偏在指標
- 2外来医師多数区域
- 3外来医師偏在指標等の公表

第4章 新規開業希望者等に対する情報提供

- 1地域に求められる医療機能
- 2 新規開業希望者等に対する情報提供
- 3 外来医師多数区域における新規開業希望者による届出 および届出の際に求める事項

第5章 外来医療に関する協議の場の設置

- 1 外来医療機能に関する協議
- 2地域で不足している外来医療機能
- 3協議の場における合意の方法および実効性の確保

第6章 医療機器の効率的な活用に係る計画

- 1 医療機器の効率的な活用に関する考え方
- 2 医療機器の保有状況
- 3 医療機器の配置状況
- 4 医療機器に関する協議の場の設置
- 5 医療機器の効率的な活用のための検討

第7章 計画の推進

1進行管理

Ⅳ 計画の概要

外来医療機能に関する情報の可視化

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を**外来医師偏在指標**として可視化
- 外来医師偏在指標とは、診療所の外来医療需要・人口、患者の流入出、医師の性 別・年齢分布等を考慮した全国の外来医師偏在状況を比較するための新たな指標
- 外来医師偏在指標の値が全国上位33.3%に該当する二次医療圏を、外来医師多数 区域と設定

《滋賀県の二次保健医療圏別外来医師偏在指標》【暫定値】

圏域名		外来医師 偏在指標	全国順位 (335二次医療圏中)	区分	
大	大 津 125.1		34位	外来医師多数区域	
湖	南	108.1	85位	外来医師多数区域	
甲	賀	75.0	288位		
東近江		89.2	215位		
湖	東	93.6	185位		
湖	北	90.1	213位		
湖	西	82.1	244位		

外来医療に関する協議の場の設置

提供

- 各圏域に設置されている地域医療構想調整会議を地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行う、協議の場として活用する
- 外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、 在宅医療、初期救急(夜間・休日の診療)、公衆衛生(学校医、産業医、予防接種等)等の地域で不足する医療機能に関する情報を提供する

外来医療計画の実効性を確保するための方策

○外来医師多数区域においては、届出様式を定め、新規開業希望者に対し、地域で定める不足医療機能を担うことに対する考え方を確認する

○届出の内容については協議の場において確認を行う

【参考】無床診療所の開業規制を行う場合の課題

- ・自由開業制との関係(現行制度上、医師免許は開業免許と位置付けられており、憲法で保障された営業の自由との関係の整理が必要)
- ・国民皆保険との関係(国民皆保険を採用する我が国においては、保険上の制限も実質上の開業制限)
- ・雇入れ規制の必要性(開業規制を行うのであれば、雇入れ規制が必要であるが、これは事実上困難)
- 新規参入抑制による医療の質低下への懸念 (新規参入がなくなれば、医療の質を改善・向上するインセンティブが低下する懸念)
- ・駆け込み開設への懸念 (病床規制を導入した際は、S59~H3 の間に238,916床増床)

医療機器の効率的な活用に係る計画

今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器の効率的な活用に関する検討を行う

医療機器の配置状況に関する情報の可視化

- 地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を**医療機器の種類ごとに指標化**し、可視化
 - ※ CT、MRI、PET(PETおよびPET-CT)、放射線治療(リニアックおよびガンマナイフ)、マンモグラフィの項目ごとにそれぞれ可視化

医療機器の保有状況等に関する情報提供

○ 医療機器の配置状況に関する指標に加えて、**医療機器を有する医療機関についてマッピングに関する情報や、共同利用の状況等について情報を公表**

医療機器の効率的活用のための協議

- 医療機器の効率的活用のための協議の場を設置(外来医療機能の協議の場を活用)
- 医療機器の種類ごとに共同利用の方針について協議を行い、結果を公表
 - ※ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む。
- 〇 共同利用の方針に従い、医療機関が医療機器を購入する場合や、当該機器の共同利用を新たに行う場合には、共同利用に係る計画を作成し、定期的に 協議の場において確認